

	中期計画の各項目	評価項目 (平成22年度の計画の各項目)	評価の視点 ◎:「満足のいく実施状況」と評価するために求められる実績 ○:その他の考慮要素	評価に対する留意点
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
2	1. 科学技術に関する研究開発 (2)研究者の業績評価に当たっては、機構の目的に照らし国際的にも最高の基準により、その活動を評価する。国際的な研究者を含む外部委員会を活用するとともに、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)に沿って研究開発活動の評価を行う。	・すでに実施している国際的な基準により、予定されている主任研究者が率いる研究ユニットの評価を引き続き行う。	◎研究者の業績評価は国際的な基準により適切に行われたか。 ・評価は「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って行われたか。	・「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に記載されている主な留意事項:国際的水準に照らした評価、研究者の負担への配慮、評価の透明性の確保、情報の電子化、外部評価の実施、利害関係者の排除、評価者名の公表、評価体制の柔軟性と一貫性の確保、評価者に対する守秘の徹底、評価手法を被評価者へ周知、評価情報の国民への積極的な発信
II. 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				
22	3. 入札・契約の適正化及び調達事務の効率化 (1)機構の契約は原則として、一般競争入札等によるものとする。やむを得ず随意契約を結ぶ場合は、その公正性を検証するため、監査項目を設定して内部監査を実施する。	・機構の契約は、原則として、競争入札によるものとし、「随意契約見直し計画」を着実に実施する。機構の監事及び外部の有識者により構成される契約監視委員会において、入札・契約手続きの適切性、競争性及び透明性の審査を受け、その結果を運営に反映させていく。	◎契約は、原則として一般競争入札とし、やむを得ず随意契約を結ぶ場合には、公正性を検証するため、監査項目を設定し適切な内部監査を実施したか。	・契約に係る規程類等は適切に整備されているか。 ・機構の業務特性、契約事務量(契約金額・件数等)及び職員規模などに照らし、契約事務手続に係る執行体制や審査体制が契約の適正性確保の観点から有効に機能しているか。 ・一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないか。競争性・透明性が十分に確保されているか。一者応札が多いことについて、その原因等が示されているか。
27	(1)監事監査及び内部監査の充実に努め、入札・契約手順、給与水準、保有資産の利用状況の妥当性について厳密なチェックを受けるなど、引き続き内部統制及びガバナンスの強化を図る。	・監事は、業務運営状況について適時適切な報告・情報提供を受け、厳正な監査を実施する。	◎監事監査の定期的な実施により、内部統制とガバナンスの強化が図られたか。 ・監事監査は監事監査に関する内部統制事項を踏まえて実施されているか。	監事監査に関する内部統制事項(※平成22年12月22日 政策評価・独立行政法人評価委員会意見より) ①法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施 ②監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告
28	(2)毎年度、明確かつ具体的な年度計画を策定する。		◎法人のミッション達成に向け理事長によるマネジメント強化のための取組が行われているか。 ・理事長のマネジメントに関する内部統制事項(別紙)を踏まえた取組が行われているか。	法人の長によるマネジメントに関する内部統制事項(※平成22年12月22日 政策評価・独立行政法人評価委員会意見より) ①リーダーシップを発揮できる環境整備 ②法人のミッションの役職員への周知徹底 ③組織全体で取り組むべき重要な課題(リスク)の把握・対応等 ④内部統制の現状把握・課題対応計画の作成